

企業向けセミナー

先着
30名様

知らなかったでは済まされない！
働き方改革関連法で
今すぐ企業が取り組むこと
8月28日 水 18:00 ~ 20:00

ウィメンズパル内（葛飾区立石 5-27-1）

2019年4月から企業規模に関係なく始まった有給休暇付与の義務化や時間外労働の上限規制など、主に中小企業を悩ませるさまざまな課題についてお話し、不安を解消します。

近藤由香さん

港国際社会保険労務士事務所代表
ワークライフバランスコンサルタント

お申し込み方法 7月29日（月）より受付開始

対象

どなたでも

（中小企業の経営者、労務・人事部門担当者、社員の方におすすめ）

電話 03-5698-2211 受付は平日の9:00~17:00

電子申請 <http://www.city.katsushika.lg.jp/>
葛飾区トップページ→オンラインサービス→電子申請→
講座・催し物・検診など申込み→「企業セミナー」受講申込み
→電子申請を開始する



〈葛飾区・東京商工会議所葛飾支部 共催〉